



平成 30 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 静 岡 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 柴 田 久
(コード番号 8355 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 梅 原 弘 充
(TEL 054-261-3131)

2023 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 の発行に関するお知らせ

当行は、2023 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を本日取締役会で決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当行グループは、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間を計画期間とする第 13 次中期経営計画「TSUNAGU～つなぐ」を策定しており、「Innovative Bank ～地域とともに新たな価値を創造し続ける『しずぎん』」を経営ビジョンとして掲げております。その実現に向けて、「地域経済の成長にフォーカスしたコアビジネスの強化」「事業領域の開拓・収益化による地方銀行の新たなビジネスモデルの構築」「チャネル・IT 基盤を活用したセールス業務の変革」「地域、お客さま、従業員、株主の夢と豊かさの実現を応援する」という 4 つの基本戦略を、当行が注力する事業領域で推進していくと同時に、環境変化に対応した構造改革に取り組んでおります。

そうしたなか、当行グループは、法人取引先における海外進出や海外事業の拡大などを背景とした高い米ドル建の貸出金のニーズに積極的に対応しており、その一環として平成 25 年 4 月には他行に先駆けて 5 億米ドルの転換社債型新株予約権付社債(2018 年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債。以下「前回債」という。)を発行しております。こうした取り組みの結果、当行の外貨建貸出金残高は大きく伸長しているほか、外貨建貸出金の利息収入も近年は増加傾向にあり、当行の収益確保の観点からも外貨建貸出は一層重要となっております。具体的には、外貨建貸出金(平残)は平成 24 年度の 2,610 億円から平成 29 年度第 2 四半期の 6,231 億円まで増加しているほか、平成 29 年度第 2 四半期では円貨貸出金利息 425 億円に対し、外貨貸出金利息は 68 億円にまで達しております。さらに、最近では外貨 ALM(Asset Liability Management)の観点から、外貨の安定調達も当行における重要な経営課題となっております。

こうした状況を踏まえ、当行では、前回債の満期を 2018 年 4 月に控えるなか、外貨建貸出のさらなる強化に対応する安定した外貨調達基盤の確保を目的として本新株予約権付社債の発行を決議しました。

本新株予約権付社債は、希薄化を可能な限り抑制するという方針から、前回債の高い負債性の商品性を継続しつつ、新たな条項を複数付与することで、普通株式への転換可能性をさらに抑制し、既存株主により配慮した商品性となっております。加えて、利率を変動金利型とすることでより高い転換価額の実現を企図しており、ゼロ・クーポンで発行した前回債を上回る希薄化抑制効果が期待されます。当行では、負債性が極めて高い本新株予約権付社債の発行を行い、外貨調達の安定性を確保すると同時に収益性の維持・拡大を図ることは、当行株主の利益に資するものと考えております。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約3億米ドルは、米ドル建の貸出金に平成29年度及び平成30年度中に充当する予定です。なお、2018年4月に満期が到来する前回債(額面総額5億米ドル)の現金償還、又は当行普通株式の株価その他の市場動向を勘案してその取得条項(額面現金決済型)を行使することを決定する場合の金銭の交付にあたっては、当行の手元資金を充当する予定です。

【本新株予約権付社債の発行を選択した理由】

前回債の満期を控えるなかで安定した米ドル調達を行うことを目的とし、かつ調達コストを抑制するという観点から、本新株予約権付社債の発行を選択しております。本新株予約権付社債は2023年を満期とする5年間の安定した米ドル調達手段となることに加え、3ヶ月米ドルLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)から0.5%を差し引いた利率であることから、最大限の希薄化抑制措置を講じることで、残存する希薄化の可能性を踏まえても十分に低い調達コストであると考えております。

【本新株予約権付社債の商品性の説明及び前回債との比較】

本新株予約権付社債は、以下の商品性とするにより、前回債を上回る希薄化抑制効果を有しております。

- ① 転換制限条項：転換可能価額を転換価額の当初 200%から開始し、130%まで段階的に低下させる転換制限条項を付与することにより、前回債(130%で一定)以上に普通株式への転換可能性を抑制することを企図するもの(詳細につきましては、後述「本新株予約権付社債の特徴：希薄化を抑制する設計」をご参照下さい。)
- ② 取得条項：前回債における一括型取得条項(額面現金決済型)に加え、自動行使型取得条項(額面現金決済型)も付与することで、取得条項が適用される期間を前回債よりも大幅に拡張し、全期間において取得条項による希薄化抑制を実現することを企図するもの(詳細につきましては、後述「本新株予約権付社債の特徴：希薄化を抑制する設計」をご参照下さい。)
- ③ 変動金利型：本新株予約権付社債における金利を、3ヶ月米ドルLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)から0.5%を差し引いた利率とすることで、支払金利を抑制しつつ前回債で採用したゼロ・クーポンで発行する場合と比べてより高い転換価額を実現し、それにより普通株式への転換可能性を抑制することを企図するもの

【株主還元方針について】

当行グループは継続的に一株当たりの価値向上に取り組んでいく方針であり、EPS(一株当たり純利益)やBPS(一株当たり純資産)の増加を重視した経営を行っております。株主還元についても、現中期経営計画期間において「中長期的に株主還元率 50%程度」を目標に掲げ、自己株式取得については市場価格等を勘案して機動的に実施する方針を有しております。

当行は、本新株予約権付社債の発行に際して自己株式取得を行うものではありませんが、上記方針に基づき、自己株式取得を含む株主還元を引き続き検討、実施していく予定です。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債の概要】

	2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債												
(1) 払込期日	2018年1月25日												
(2) 募集価格(発行価格)及び払込金額	募集価格 額面金額の102.5% 払込金額 額面金額の100.0%												
(3) 社債の総額	3億米ドル												
(4) 転換価額	転換価額は、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定												
(5) 利率	本社債の額面金額に対して、3ヶ月米ドルLIBORから0.5%を引いた利率(年率)。但し、かかる利率は、年0%を下回らない												
(6) 償還期日(満期)	2023年1月25日(同日が利払日でない場合には、同日に最も近接する利払日)												
(7) 償還価額	額面金額の100.0%で償還												
(8) 転換制限条項	<p>当行普通株式の株価が、転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使できない条項。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値が、当該最後の取引日の転換価額に、四半期ごとに定める一定の割合(転換制限水準)を乗じた金額を超えた場合に限って、本新株予約権付社債権者は翌四半期において本新株予約権を行使することができる。但し、2022年10月26日以降は、本転換制限条項は適用されない。本新株予約権付社債における各四半期の転換制限水準は以下の通り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>四半期</th> <th>転換制限水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018年12月31日までに終了する四半期</td> <td>200%</td> </tr> <tr> <td>2019年における四半期</td> <td>180%</td> </tr> <tr> <td>2020年における四半期</td> <td>160%</td> </tr> <tr> <td>2021年における四半期</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>2022年における四半期</td> <td>130%</td> </tr> </tbody> </table>	四半期	転換制限水準	2018年12月31日までに終了する四半期	200%	2019年における四半期	180%	2020年における四半期	160%	2021年における四半期	140%	2022年における四半期	130%
四半期	転換制限水準												
2018年12月31日までに終了する四半期	200%												
2019年における四半期	180%												
2020年における四半期	160%												
2021年における四半期	140%												
2022年における四半期	130%												
(9) 取得条項	<p>本新株予約権付社債には、当行が交付財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利である取得条項が2種類付与されている。いずれの取得条項においても、当行は、取得する本新株予約権付社債の額面金額相当額の金銭と、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の転換によって得られる価値のうち額面金額相当額を超える部分に相当する当行普通株式を交付する(額面現金決済型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動行使型(額面現金決済型)取得条項 2022年10月25日以前の本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使請求の都度、自動的に、行使請求に係る本新株予約権付社債の全部を当行が取得する条項 ・一括型(額面現金決済型)取得条項 当行の判断で、事前通知のうえ、償還直前の2023年1月5日現在残存する本新株予約権付社債の全部を取得する条項 												

※(8) 転換制限条項、(9) 取得条項に関する詳細につきましては、後述「本新株予約権付社債の特徴：希薄化を抑制する設計」をご参照下さい。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債の特徴：希薄化を抑制する設計】

(特徴1. 転換制限条項)

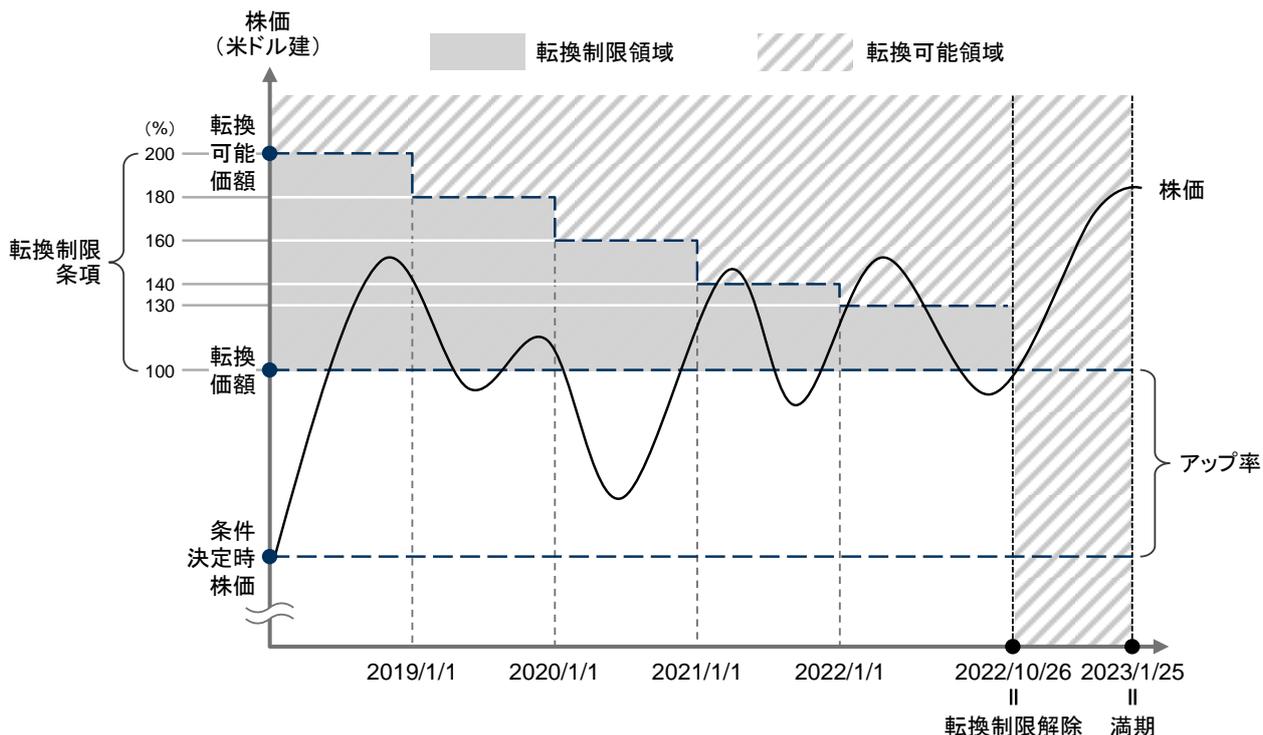
当行普通株式の株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使できない条項をいい、本新株予約権付社債においては、自動行使型取得条項の対象期間と同一の期間において適用されます。各四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(0.1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限り、本新株予約権付社債権者は、翌四半期において、本新株予約権を行使することができます。本新株予約権付社債は転換制限水準を当初200%から開始し、前回債以上に高い転換制限水準を設けることで普通株式への転換可能性を抑制することを企図しています。加えてかかる新株予約権の行使請求が行われた場合においても、当行による自動行使型取得条項による本新株予約権付社債の取得が行われるため、より希薄化を抑制し既存株主に配慮した商品性となっています。(なお前四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(0.1セント未満を四捨五入)を超えた場合であっても、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使しようとする日の当行普通株式の終値(当該日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額)が転換価額未満のときは、本新株予約権付社債権者は本新株予約権を行使することができず、したがって、当行による自動行使型取得条項による本新株予約権付社債の取得も行われません。)但し、2022年10月26日以降は、転換制限条項にかかわらずいつでも本新株予約権の行使が可能となります。

- ・取引日：株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない
- ・為替レート：当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値

四半期	転換制限水準
2018年12月31日までに終了する四半期	200%
2019年における四半期	180%
2020年における四半期	160%
2021年における四半期	140%
2022年における四半期	130%

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

[図 1 : 転換制限条項の概念図]



- ※ 株価変動はイメージであり、当行の株価の動きを予測又は保証するものではありません。
- ※ 米ドル建株価は、為替変動の影響を受けるため、必ずしも円建株価と同じ動きをするものではありません。
- ※ ある四半期において新株予約権の行使ができるかどうかは、前四半期の最後の取引日に終了する 20 連続取引日における当行普通株式の米ドル建株価の水準により決定されるため、上記の図において株価が転換可能領域にあることをもって直ちに転換可能であることを示すものではありません。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(特徴2. 取得条項)

① 自動行使型(額面現金決済型)取得条項及び一括型(額面現金決済型)取得条項の採用

(a) 自動行使型取得条項

自動行使型取得条項に基づき、本新株予約権付社債権者による新株予約権の行使請求の都度、自動的に、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額相当額の金銭、及び(ii)行使取得転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(1株未満の端数切り捨て)を交付財産として、新株予約権の行使請求がなされた本新株予約権付社債の全部を、当行が取得します。なお自動行使型取得条項により取得される本新株予約権付社債は、2022年10月25日までに新株予約権の行使請求がなされた本新株予約権付社債です。また、本新株予約権付社債権者による行使請求は、上記(特徴1. 転換制限条項)記載の条件に服します。

- ・行使取得転換価値： $(\text{額面金額} \div \text{行使取得最終日転換価額}) \times 1$ 株当たり行使取得平均VWAP
- ・1株当たり行使取得平均VWAP：本新株予約権の行使請求の日から2取引日後の日が始まる10連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値(0.1セント未満を四捨五入)
- ・行使取得最終日転換価額：1株当たり行使取得平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額

(b) 一括型取得条項

一括型取得条項に基づき、当行は、自己の裁量により、一定の期間に事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき(i)額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(1株未満の端数切り捨て)を交付財産として、2023年1月5日現在残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

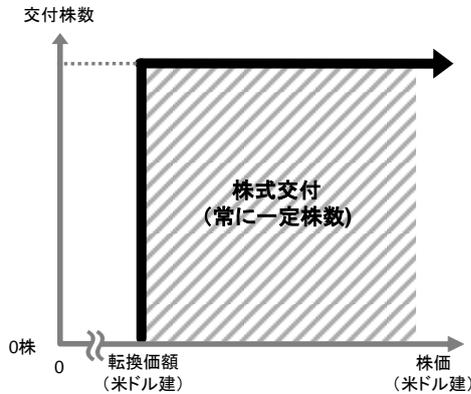
- ・転換価値： $(\text{額面金額} \div \text{最終日転換価額}) \times 1$ 株当たり平均VWAP
- ・1株当たり平均VWAP：2023年1月5日の30取引日前の日が始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値(0.1セント未満を四捨五入)
- ・最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

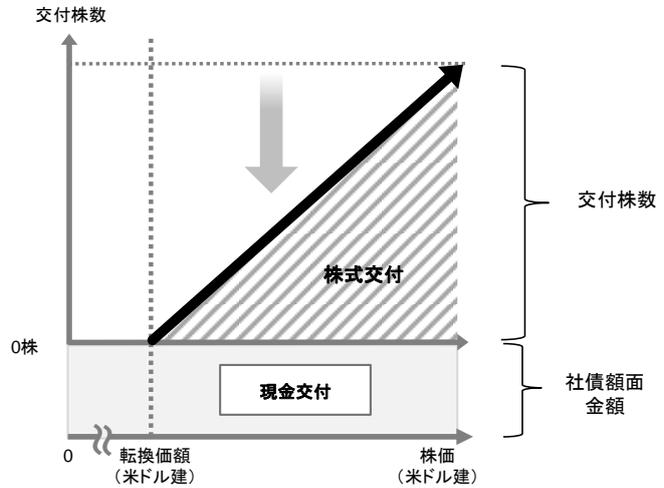
[図2：取得条項による希薄化抑制のイメージ]

転換価額 12 米ドル、発行総額 1 億米ドル、発行済株式数 100,000,000 株を前提とし、発行総額全額につき、新株予約権の行使又は取得条項(額面現金決済型)による取得がなされた場合の数値例。(仮定のケースであり、当行普通株式の株価、発行済株式総数とは関係ありません。)

一般的な新株予約権付社債



取得条項(額面現金決済型)有りの新株予約権付社債



為替レート1米ドル=100円で 株価が変動するケース			一般的な新株予約権付社債		取得条項 (額面現金決済型)行使時	
株価	為替レート (米ドル/円)	米ドル建 株価	交付株数	希薄化率	交付株数	希薄化率
1,000円	100円	10.0米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%
1,200円	100円	12.0米ドル	833.3万株	8.3%	0株	0.0%
1,400円	100円	14.0米ドル	833.3万株	8.3%	119.0万株	1.2%
1,600円	100円	16.0米ドル	833.3万株	8.3%	208.3万株	2.1%
1,800円	100円	18.0米ドル	833.3万株	8.3%	277.8万株	2.8%
2,000円	100円	20.0米ドル	833.3万株	8.3%	333.3万株	3.3%

一般的な新株予約権付社債と比較して、株式の希薄化を大幅に抑制

株価1,000円で 為替レートが変動するケース			一般的な新株予約権付社債		取得条項 (額面現金決済型)行使時	
株価	為替レート (米ドル/円)	米ドル建 株価	交付株数	希薄化率	交付株数	希薄化率
1,000円	80円	12.5米ドル	833.3万株	8.3%	33.3万株	0.3%
1,000円	90円	11.1米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%
1,000円	100円	10.0米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%
1,000円	110円	9.1米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%
1,000円	120円	8.3米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%
1,000円	130円	7.7米ドル	実務上行使されません		0株	0.0%

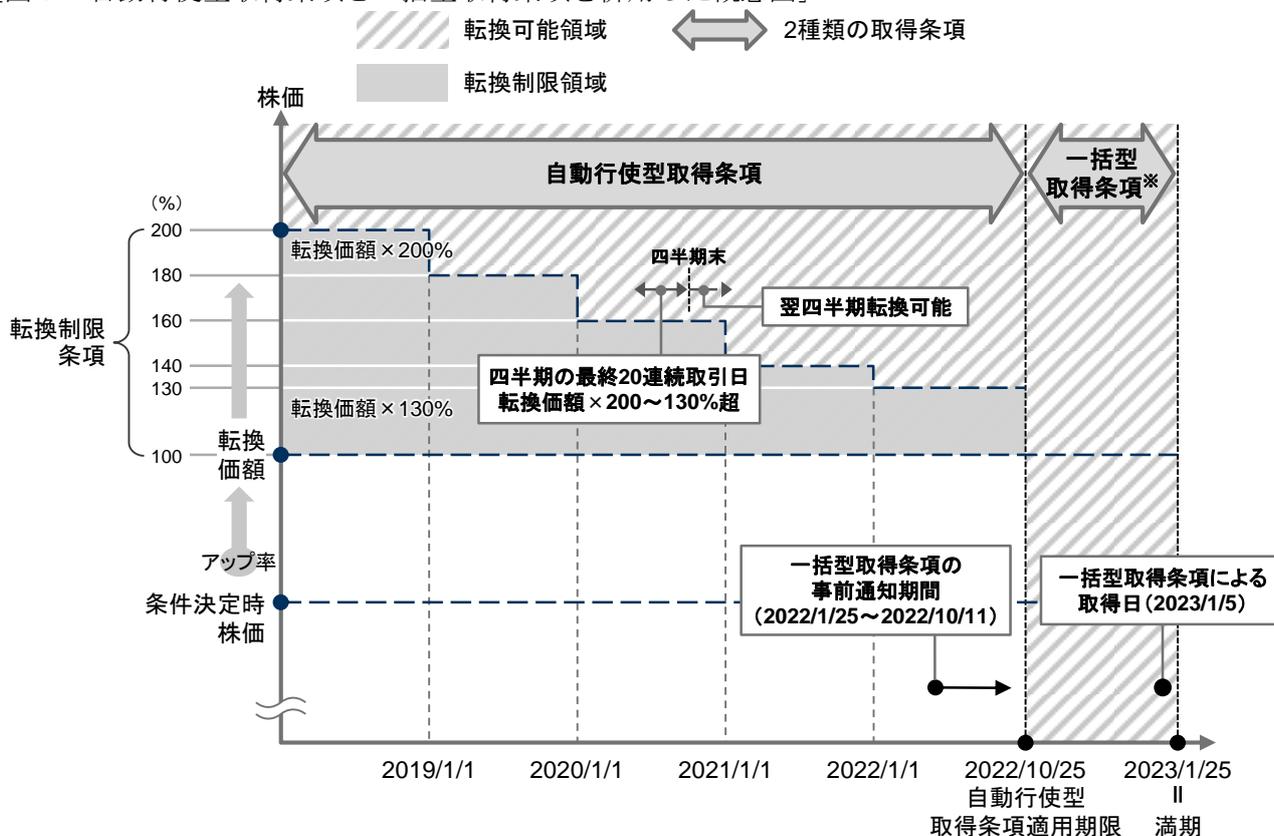
一般的な新株予約権付社債と比較して、株式の希薄化を大幅に抑制

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

② 取得事由の異なる2種類の取得条項の併用

全期間、取得条項による希薄化抑制を実現することを可能とするために、取得事由が異なる2種類の取得条項を組み合わせせております。(図3参照)

[図3：自動行使型取得条項と一括型取得条項を併用した概念図]



※当行が一括型取得条項の行使に係る通知を行った場合、当該期間、本新株予約権付社債権者は新株予約権を行使することができません。

このように、本新株予約権付社債は既存株主の皆様へ最大限配慮することを企図した設計となっております。当行は希薄化抑制を実現するために、一括型取得条項を行使する意向を現時点において有しており、行使を決定した際にはその旨を公表する予定です。但し、当行は将来の経営環境の変化及び資本政策の変更等の諸般の事情により、当該条項を行使しないことを決定する場合もあり、かかる決定をした際には既存株主の皆様への説明を含めて公表いたします。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称

株式会社静岡銀行2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額100,000米ドル)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2018年1月25日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc及びGoldman Sachs Internationalを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記7(7)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2018年1月25日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は米ドル建とし、当初、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当行と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値(以下に定

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

義する。)を本日午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値により米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年2月8日から2023年1月11日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記7(4)(イ)又は(ロ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日(下記(8)(イ)に定義する。)が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含まない。)までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記(8)(イ)又は(ロ)記載の当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、③下記7(4)(ハ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、④下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年1月11日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に係る預託日が、本社債の利息の支払に係る基準日から利払日(下記7(2)(ロ)に定義する。)までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。

また、下記(8)(イ)記載の本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。)(同日を含む。)(同日を含む。))までの間は

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記(8)(ロ)記載の当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2022年10月25日(同日を含まない。)から取得期日(下記(8)(ロ)に定義する。)(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、①預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当行が指定する期間中、又は②預託日が2022年10月26日(同日を含む。)以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日である場合には、①下記7(4)(イ)若しくは(ロ)に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②下記7(4)(ハ)乃至(ホ)に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2022年10月26日(同日を含む。)以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件(下記(7)記載の条件を含む。)が満足された日をいう。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(0.1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日(但し、2018年1月1日に開始する四半期に関しては、2018年2月8日)から末日(但し、2022年10月1日に開始する四半期に関しては、2022年10月

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

25日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

四半期	転換制限水準
2018年12月31日までに終了する四半期	200%
2019年における四半期	180%
2020年における四半期	160%
2021年における四半期	140%
2022年における四半期	130%

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間は適用されない。

- ① (i)ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」という。)による当行の長期優先債務の格付がBaa3より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はムーディーズによりかかる格付がなされなくなった期間であり、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「S&P」という。)による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はS&Pによりかかる格付がなされなくなった期間であり、かつ、(iii)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はR&Iによりかかる格付がなされなくなった期間
- ② 当行が、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、下記7(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③ 当行が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

- (ハ) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当行普通株式の終値を当該預託日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

を四捨五入した金額が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。

(8) 当行による本新株予約権付社債の取得

(イ) 本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得

本新株予約権付社債権者により行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が、上記(6)記載の期間内で、かつ、2022年10月25日(同日を含む。)までの日である場合、当行は、かかる預託日から35暦日後の日(以下「行使取得日」という。)に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産(以下に定義する。)を交付する。

「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(II)行使取得転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の2取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日(以下「行使取得関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値(0.1セント未満を四捨五入)をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。

「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times 1\text{株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

(ロ) 当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得

当行は、2022年1月25日から2022年10月11日までの間、いつでも、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、2023年1月5日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。

当行は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。かかる場合、当行は、取得期日(同日を含まない。)までの経過利息を支払う。

当行による本(ロ)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当行普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。

また、当行が下記7(4)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、下記7(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記7(4)(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合、当行は、以後本(ロ)に基づく取

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

得通知を行うことはできない。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I) 本社債の額面金額相当額の金銭及び(II) 転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額の平均値(0.1セント未満を四捨五入)をいう。当該20連続取引日中に上記(4)(ハ)記載の転換価値の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価値}} \times \text{1株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価値」とは、取得期日の30取引日前の日に始まる20連続取引日の最終日における転換価値をいう。

(ハ) 当行は、上記(イ)又は(ロ)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

(9) 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)からとし、かつ上記(6)に定める本新株予約権を行使することができる期間中とする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)及び(ハ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を上記(8)(イ)と同様に取得し、また、上記(8)(ロ)と同様に取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ハ) 当行は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

3億米ドル及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

(イ) 利率

本社債の額面金額に対して、3ヶ月米ドルLIBORから0.5%を引いた利率(年率)とする。但し、かかる利率は、年0%を下回らないものとする。

(ロ) 利息支払の方法及び期限

本社債の利息は、毎年1月25日、4月25日、7月25日及び10月25日(同日が営業日(以下に定義する。)でない場合には、翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)) (以下それぞれを「利払日」という。)に四半期分が後払いされる。各本社債の利息は、①当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日であるときは、当該預託日の直前の利払日(かかる利払日がない場合には2018年1月25日)以降、②当該本社債に係る本新株予約権の行使請求がなされた場合で預託日が2022年10月26日(同日を含む。)以降の日であるときは、当該行使の効力が発生する日本における暦日の直前の利払日以降、③当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得が行われた場合には、取得期日以降、また、④本社債が償還された場合には、償還日以降、これを付さない。但し、本社債の正当な呈示が行われたにもかかわらず、本社債に関する支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。

本(2)において、「営業日」とは、米ドル預金がロンドン銀行間市場において取り扱われ、かつ、ロンドン並びに(かかる日に支払が行われる場合には)ニューヨーク市及び東京において商業銀行及び外国為替市場が業務を行っている日をいう。

(3) 本社債の満期償還

2023年1月25日(同日が利払日でない場合には、同日に最も近接する利払日)(以下「償還期限」という。)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

還日(同日を含まない。)までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当行が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合又は上記6(8)(ロ)に従った取得通知を行った場合には、以後本(イ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当行が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当行が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社にご了解させた場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して45日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、いずれかの利払日を償還日として、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額に当該償還日(同日を含まない。)までの利息を付して繰上償還することができる。但し、当行が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当行に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当行は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当行が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合、下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合又は上記6(8)(ロ)に従った取得通知を行った場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(9)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を当行が受託会社に対して交付した場合、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額に当該償還日(同日を含まない。)までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする(但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当行の代表取締役が、当行取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に決定する。

「組織再編等」とは、当行の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当行と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当行が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当行の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当行の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当行の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当行が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当行の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当行以外の者(以下「公開買付者」という。)により当行普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当行が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当行又は公開買付者が、当該取得後も当行が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)に当該償還日(同日を含まない。)までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当行の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当行は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に当該償還日(同日を含まない。)までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

当行が本(二)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当行普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当行普通株式の全てを対

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

価をもって取得する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合、当行の特別支配株主による当行の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当行の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当行普通株式の併合を承認する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当行は、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の210%とする。但し、償還日が2023年1月12日から償還期限の前日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)に当該償還日(同日を含まない。)までの経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 上記にかかわらず、上記6(8)(イ)に基づき、行使請求がなされた本新株予約権に係る預託日が2022年10月25日(同日を含む。)までの日となる行使がなされ、かかる行使請求に係る行使取得日が償還日以降となる場合には、当該本新株予約権に係る本社債について、上記(ハ)、(ニ)及び(ホ)記載の償還に係る規定は適用されない。

(5) 買入消却

当行は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当行の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当行に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当行に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当行は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(1 1) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(1 2) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(1 3) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当行普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご参考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約3億米ドルは、米ドル建の貸出金に平成29年度及び平成30年度中に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

グループの中核である当行では、株主還元率の中長期的な目標値を50%程度とし、市場動向、業績などを勘案のうえ、株主の皆様への積極的な利益還元を実施してまいります。

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当行は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	80.30円	77.79円	47.98円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	16.00円 (8.00円)	20.00円 (10.00円)	20.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	19.9%	25.7%	41.6%
自己資本連結当期純利益率	5.7%	5.1%	3.1%
連結純資産配当率	1.1%	1.3%	1.3%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純利益)を自己資本(連結純資産合計額から少数株主持分(又は非支配株主持分)及び新株予約権を控除した額で、期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	1,010円	1,188円	813円	906円
高 値	1,292円	1,519円	1,055円	1,227円
安 値	938円	768円	655円	860円
終 値	1,200円	812円	906円	1,226円
株価収益率 (連結)	14.9倍	10.4倍	18.9倍	—

- (注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第1部におけるものであり、それぞれ、決算期間(4月1日から3月31日まで)の始値、高値、安値、終値及び株価収益率(連結)を表示しております。
2. 平成30年3月期の株価については、2018年1月5日(金)現在で表示しております。
3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成30年3月期については、未確定のため記載していません。

(3) ロックアップについて

当行は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式の発行、当行普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当行普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求に伴う当行普通株式の発行又は処分、当行株主総会又は当行取締役会で決議されたストックオプションの付与、現存する新株予約権及びストックオプションの行使による当行普通株式の発行又は処分、単元未満株主の売渡請求による当行普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。